○佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例

平成26年11月４日条例第10号

改正

平成28年２月19日条例第１号
令和元年５月20日条例第１号
令和５年２月３日条例第１号

（目的）

第１条　この条例は、佐久市・北佐久郡環境施設組合（以下「組合」という。）の管理する公文書の開示に関し必要な事項を定めるとともに、行政情報開示制度の総合的な推進を図ることにより、住民の組合行政に対する理解と信頼を深め、住民参加を促進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　実施機関　組合長、監査委員及び議会をいう。

（２）　公文書　実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているものを除く。

（３）　公文書の開示　実施機関が、この条例の規定により、公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

（開示請求権）

第３条　佐久市・北佐久郡環境施設組合規約（平成26年長野県佐久地方事務所指令26佐地政第60号）第２条に規定する組織市町（以下「組織市町」という。）内に住所を有する者、組織市町内に勤務する者、組織市町内に在学する者及び組織市町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（以下「住民等」という。）は、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第４条　前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

（１）　開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

（２）　公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

２　実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の開示義務）

第５条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（１）　法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、明らかに開示をす

ることができないとされているもの

（２） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第２項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（３） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（４） 公にすることにより、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人との信頼関係を損なうおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（５） 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の捜査、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

（６） 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（７） 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支

障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれ

エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれ

オ　実施機関又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第６条　実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

２　開示請求に係る公文書に前条第２号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記載されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第７条　実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第５条第１号に規定する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第８条　開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供）

第９条　実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求することができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（開示請求に対する措置）

第10条　実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

２　実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（第８条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有しないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第11条　前条各項の決定（以下「開示決定」という。）は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第４条第２項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を14日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第12条　開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（１）　本条を適用する旨及びその理由

（２）　残りの公文書について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第13条　実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議のうえ、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

２　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条　開示請求に係る公文書に実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を付与することができる。

２　実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を付与しなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（１）　第三者に関する情報が記載されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第５条第２号イ又は同条第３号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（２）　第三者に関する情報が記録されている公文書を第７条の規定により開示しようとするとき。

３　実施機関は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第15条　公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

２　開示決定により公文書の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他実施機関が定める事項を申し出なければならない。

３　前項の規定による申出は、第10条第１項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

４　開示決定により公文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（他の法令等による制度との調整）

第16条　この条例の規定は、他の法令等の規定に基づき公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手続が定められている場合には、適用しない。

（費用負担）

第17条　第15条第１項の規定により公文書の写しの交付に要する費用は、請求者の負担とする。

（不服申立てに対する措置）

第18条　開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

（１）　不服申立てが不適法であり、却下するとき。

（２）　裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

２　前項の不服申立てについては、行政不服審査法第９条第１項の規定は、適用しない。

（諮問をした旨の通知）

第19条　前条第１項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（１）　不服申立人及び参加人（行政不服審査法第13条第４項に規定する参加人をいう。）

（２）　開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（３）　当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第20条　第14条第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（１）　開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

（２）　不服申立てに係る開示決定等（当該不服申立てに係る公文書の全部を開示する旨の決

定を除く。）を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審議会の設置）

第21条　第18条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するほか、法令等の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するため、佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について調査審議する。

３　審議会は、委員５人以内で組織する。

４　委員は、識見を有する者のうちから組合長が任命する。

５　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第22条　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議等）

第23条　審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審議会に対し、その提示された公文書の開示を求めることはできない。

５　諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

６　審議会は、必要があると認めるときは、不服申立てに係る事件に関し、諮問庁、不服申立人、参加人その他の関係人に対し、意見若しくは説明又は書類の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第24条　審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

（意見の陳述等）

第25条　審議会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

３　不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定められたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧）

第26条　不服申立人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことはできない。

２　審議会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る意見書又は資

料を提出した不服申立人の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

３　審議会は、第１項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第27条　審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（不服申立ての制限）

第28条　この条例の規定により審議会がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできない。

（答申書の送付等）

第29条　審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（情報公開の総合的推進）

第30条　実施機関は、公文書の開示のほか、情報提供施策を積極的に推進し、組合行政に関する正確で分かりやすい情報を住民等が取得できるよう情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（公文書の管理）

第31条　実施機関は、この条例の適切かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

（実施状況の公表）

第32条　組合長は、他の実施機関に対し、この条例の実施状況について報告を求めることができる。

２　組合長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第33条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

２　この条例の規定は、平成26年10月１日以後に実施機関が作成し、又は取得した情報について適用する。

附　則（平成28年２月19日条例第１号）

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附　則（令和元年５月20日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年２月３日条例第１号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。